

熊本県公報

第 1 1 1 6 8 号
平成 16 年 9 月 10 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○漁船保険義務加入の同意の承認……………	(漁政課) 1
○道路の区域変更……………	(道路総務課) 1
○道路の供用開始……………	(") 2
○貸金業における登録の取消し……………	(経営金融課) 2
公 告	
○団体営土地改良事業施行の同意……………	(農村計画課) 3
○ "……………	(") 3
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見……………	(商工政策課) 3
登 載 依 頼	
○平成 16 年度身体障害者を対象とする熊本県職員採用選考試験の実施……………	(人事委員会事務局) 3
正 誤	
○平成 16 年 8 月 27 日熊本県告示第 894 号 (道路の区域変更) 中……………	(道路総務課) 7

告 示

熊本県告示第 924 号

漁船損害等補償法 (昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。) 第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則 (昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。) 第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 12 年 9 月 11 日熊本県告示第 743 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 16 年 9 月 9 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 16 年 9 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

川口加入区

熊本県告示第 925 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 16 年 9 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 9 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	原植木線	菊池郡泗水町大字豊水字頭図 3369番 地先から 同 所 大字田島字陣塚 2162番1地先まで	前	4.0 ～ 13.5	2,926.0	地道改
		菊池郡泗水町大字豊水字頭図 3369番 地先から 同 所 大字田島字陣塚 2162番1地先まで	後	4.0 ～ 13.5	2,926.0	
		菊池郡泗水町大字豊水字頭図 3370番3地先から 同 所 字西前 2417番 地先まで		13.0 ～ 24.6	1,613.0	

2 区域変更する期日 平成16年9月10日

熊本県告示第926号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成16年9月10日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年9月10日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	原植木線	菊池郡旭志村大字伊萩字屋敷田 977番1地先から 同 所 字前田 741番1地先まで	396.5	緊道整
"	"	菊池郡旭志村大字伊萩字次郎丸 981番1地先から 同 所 同 字 992番1地先まで	103.0	"

2 供用開始する期日 平成16年9月10日

熊本県告示第927号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定による行政処分について、同法第41条の規定により次のとおり告示する。

平成16年9月10日

熊本県知事 潮谷 義子

1 被処分者

- (1) 商号又は名称 アルプス
- 氏名 米ヶ田敬司
- 主たる営業所等の所在地 熊本市大江一丁目28番30号
- 登録番号 熊本県知事(1)第02211号
- 登録年月日 平成14年7月19日
- (2) 氏名 竹本 勉
- 主たる営業所等の所在地 熊本市安政町2番27号セネターズビル501
- 登録番号 熊本県知事(1)第02223号
- 登録年月日 平成14年10月4日

2 行政処分の年月日
平成16年9月3日

- 3 行政処分の内容
登録の取消し
- 4 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第38条第1項

公 告

熊本県公告第737号

大矢野町長何川一幸から平成16年3月25日付けで協議のあった賤の女地区土地改良事業（区画整理）施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年9月1日付けで同意した。
平成16年9月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第738号

大矢野町長何川一幸から平成16年3月25日付けで協議のあった賤の女地区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年9月1日付けで同意した。
平成16年9月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第739号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成16年4月15日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
平成16年9月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
パウ上熊本
熊本県熊本市上熊本三丁目3番20号
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成16年9月10日から平成16年10月10日まで

登 載 依 頼

熊本県人事委員会公告第6号

平成16年度身体障害者を対象とする熊本県職員採用選考試験を次のとおり実施する。
平成16年9月10日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

この試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、熊本県内に居住する身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として実施するものです。

※点字による受験もできます。点字の選考試験案内をご希望の方は、人事委員会事務局までお問い合わせください（問い合わせ先は6に記載）。

1 職種、採用予定人員等

職 種	採用予定人員	採 用 後 の 職 務 内 容
一般事務	4人程度	知事部局等（出先機関を含みます。）に勤務し、一般事務に従事します。

※採用予定人員は、今後変更になることがあります。

2 受験資格

次の（1）～（4）の全てに該当する方が受験できます。

- （1）昭和48年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者
- （2）身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者
- （3）自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務遂行が可能な者
- （4）熊本県内に居住している者（通学などのため一時的に県外に居住している者を含む。）

ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日程等

	日 時	試 験 種 目 等	試 験 会 場
第1日目	平成16年11月13日（土） 受 付 8：00～8：50 開 始 8：55 （休 憩 11：10～13：35） 終 了 16：00（予定） ※ 遅刻者は、9：50までに受付しないと受験できません。	午 前 教養試験 ※作文試験・面接試験の対象者発表 午 後 作文試験	熊本県庁 熊本市水前寺 6-18-1
第2日目	平成16年11月14日（日） 9：00～17：00（予定） 試験時間は、一人30分間程度を予定しています。集合時間は、第1日目にお知らせします。	面接試験	

※作文試験・面接試験は、教養試験の成績上位者についてのみ行います。

※点字による受験の場合は、試験時間が一部異なります。詳細については、人事委員会事務局までお問い合わせください。

4 試験の方法、配点等

試験の程度は、高等学校卒業程度で行います。

試験の種類(配点)	試験の内容等	解答時間
教養試験 (80点)	公務員として必要な一般的知識及び能力等について択一式による筆記試験を行います。[出題数40題] 出題分野 知識分野：社会科学、人文科学、自然科学 等 知能分野：文章理解、判断推理、数的推理・資料解釈 等	2時間 (ただし、 点字受験者 は3時間)
作文試験 (50点)	公務員として必要な文章による表現力などについて筆記試験を行います。	1時間
面接試験 (100点)	個別面接による口述試験を行います。	

作文試験及び面接試験においては、試験の種類ごとに次の合格基準があり、1つでも基準を満たさない場合は、総合得点の如何にかかわらず不合格となります。

<合格基準>

作文試験：平均点又は配点の4割の点のいずれか低い点

面接試験：配点の5割の点

- ※ 受験申込書記載事項の真否等を確認するため、資格調査を行うことがあります。
- ※ 受験の際は、身体障害者手帳、受験票、ボールペン、鉛筆、消しゴム及び鉛筆削りを持参してください。時計については、計算機能等がついたものを試験室に持ち込むことはできません。
なお、点字器、点字タイプライター、ルーペ、補聴器、補装具などが必要な方は、選考試験当日に自分で持参してください。
- ※ 点字試験問題・拡大印刷問題による受験を希望する方、面接試験に手話通訳を必要とする方、車イスや補装具などを使用する方は、必ず受験申込書裏面の該当するところに○をつけてください。
- ※ 拡大印刷問題は、活字印刷文(10.5ポイント)を約1.4倍(14.8ポイント)に拡大します。

(例) (ア、あ、亜、A、a、1) → (ア、あ、亜、A、a、1)

5 合格者の発表

- (1) 合格者発表日 平成16年12月3日(金)
- (2) 発表方法 県庁行政棟本館1階ロビー及び県内各地域振興局に合格者の受験番号を掲示し、可否にかかわらず、作文試験・面接試験の受験者全員に結果を文書で通知します。
また、合格者の受験番号は、熊本県のホームページにも掲載します。
(<http://www.pref.kumamoto.jp/>)

6 受験手続等

申込書	県庁行政棟新館1階情報プラザ、県内各地域振興局総務部総務課、熊本県立図書館、くまもと県民交流館パレア、熊本県東京事務所、銀座熊本館、熊本県大阪事務所、熊本県福岡事務所、熊本県福祉総合相談所、熊本県身体障害者福祉センター及び熊本県総合福祉センターで配布していますので、最寄りの配布機関で入手してください。
請求	郵便で請求する場合 封筒の表に「選考試験請求」と朱書し、あて先を明記し120円切手をはった返信用封筒（角形2号：A4判が入るくらいの大きさ [34cm×24cm程度]）を同封して、次の請求先に請求してください。 郵便による請求先は人事委員会事務局のみとなっておりますので注意してください。 〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号 電話 096-383-1111（内線 6834） 熊本県人事委員会事務局総務課任用係
申込先	熊本県人事委員会事務局総務課任用係 〒862-8570 熊本市水前寺6-18-1 電話(代表)096-383-1111 内線6834
申込方法	受験申込書（受験申込書記入要領により必要事項を記入してください。）を上記の申込先に郵送又は持参してください。郵送する場合は、必ず配達記録郵便にし、封筒の表に「選考申込」と朱書してください。また、封筒の裏には住所・氏名を必ず書いてください。
受付期間	平成16年10月4日（月）～10月15日（金） 持参 受付時間8：30～17：00 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は、受け付けできませんのでご了承ください。 郵送 平成16年10月15日までの消印のあるものに限り受け付けます。
受験票の交付	受付期間終了後、郵送しますが、10月29日までに届かないときは、至急、人事委員会事務局総務課任用係まで問い合わせてください。

※ 受験番号は、試験についての問い合わせや連絡等に必要ですから、受験票の保管とは別に控えておいてください。

※ 受験票を紛失した場合は、必ず人事委員会事務局総務課任用係へ早めに連絡してください。

7 合格から採用まで

(1) 人事委員会は、任命権者（知事）に合格者を通知し、これに基づいて、任命権者は面接等を実施し、最終的な採用者を決定します。

採用は、平成17年4月1日の予定です。

(2) 初任給は、新規高等学校卒業者の場合、月額138,800円（平成16年4月1日現在）で、学歴、経験年数により加算される場合があります。また、条例等の定めにより、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給され、更に、期末手当等が支給されます。

8 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、熊本県個人情報保護条例第22条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票、合否通知書又は本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、午前8時30分から午後5時までの間に直接開示場所へおいでください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受け付けできません。

また、電話、はがき等による請求では開示できませんのでご注意ください。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
選考試験受験者	総合順位及び 総合得点	合格発表の日から 12月28日(火)まで	人事委員会事務局総務課 (県庁行政棟本館3階)

9 問い合わせ先

熊本県人事委員会事務局総務課任用係（県庁 行政棟本館3階）

〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号

電話（代表）096-383-1111 内線6834

正 誤

平成16年8月27日熊本県告示第894号（道路の区域変更）中に誤りがあったので次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	下から6行目	八女	八代

